

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年の国勢調査では、千早赤阪村の人口は、5,378 人、世帯数は 2,024 世帯で、昭和 60 年の 7,697 人をピークに人口は減少傾向にある。年齢 3 区分別人口割合をみると、国勢調査では、平成 22 年の年少人口 10.1%、生産年齢人口 58.6%、老年人口 31.2%から、平成 27 年は年少人口 8.9%、生産年齢人口 50.2%、老年人口 40.9%と推移し、年少・生産年齢人口が減少している。一方、老年人口は増加しており、この傾向は今後も続くものと推測されることから、本村における少子高齢化の流れは一層顕著になっていくものと思われる。

千早赤阪村の産業構造では、第 1 次産業は 0.5%、第 2 次産業は 43.3%、第 3 次産業は 56.2%となっており、割合では卸売・小売業や飲食等の第 3 次産業が多くを占めている。しかし、村内で売上規模が大きく、付加価値を多く生み出している産業で捉えると、製造業が大きく寄与しており、その中でもプラスチック製品製造業や金属製品製造業が牽引産業となっている。

村内の中小企業においては、生産年齢人口の減少による人手不足、人口減少に伴う需要縮小の影響により、今後厳しい経営環境が続くことが予想されており、労働力を補う設備投資による生産性向上や新たな事業展開などの対応が喫緊の課題となっている。

#### (2) 目標

地域経済の更なる発展に向け、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の生産性を向上させるための先端設備等の導入を促すこととし、本計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者が、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）を年平均 3%以上向上させることを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

村内の中小企業者による幅広い取り組みを促す観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

千早赤阪村内全域において、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取り組みを促すため、本計画の対象区域は千早赤阪村内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

千早赤阪村内の中小企業者による幅広い取り組みを促すための、千早赤阪村内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

③村税の滞納がある中小企業者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。